# 行政の「ハートビル法推進」の姿勢が、見えてこない

何ケ月か前に、仙台のある新築ホテルがハートビル法の適合検査を受けた後に、不正改造をして開業した問題が、全国的にマスコミで報道されたことを記憶さてれいると思う。

一つのホテルに限らず、他のホテルの実態はどうなのかなあと思い、先の報道後、地域の担当行政は各ホテル等の実態調査に動いたのだろうなあと、てっきり思っていた。

先の報道のホテルに改善を申し入れた障害者団体関係のＨＰを覗いてみた。

適合施設の再点検、その結果の公表の要望書を県、市に提出したようだが、その県、市の行政からの回答（２Ｐ、３Ｐに貼付）を見て、愕然！

回答文の中に、「基準に適合された事業者の方々は、バリアフリーについての深い理解のもと、自らの判断と財源で整備された、取り分け意識の高い方々であり、不正や偽装を発見する調査対象になじまないと認識しており、再点検を行うことは考えておりません」の記述。

また、「不正行為や偽装行為が発覚した場合には、当該施設の所有者等に対し施設整備の復元等により当該箇所を整備基準に適合させるように求めるなど、適切に対応をしてまいります。」の記述。

どういうこと？

基準適合を受けた方はバリアフリー化への意識が高いのなら、どうして報道のような適合検査後に不正をするの？　不正を指摘するのは、誰の仕事？　マスコミが騒げば始めて「不正、偽装があるかも…」と、行政は調査に動くということ？　先のホテルの問題は、行政としては何ら活かそうとしないということ？

先のホテルはかなり誠意ある反省と回答を提出していると思えるだけに、この行政の回答は余りにも落差があり過ぎる。

行政は、「適合基準は作り、最初は施設を検査しますが、後のことは知りません！」ということなの？

行政側の法的な色んな絡みもあるのだろうが、「ハートビル法の基準を活し、バリアフリー化を更に推進しよう！」とする行政の姿勢が、単なる一人の庶民の私にはさっぱり見えてこない。

みなさんには、行政の回答を読んで、どう見えますか？

（2006 年 5 月 17 日　記）

（様式２）

| 担当 | 保健福祉部　地域福祉課　企画推進班（TEL 211-2518） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 件名 | （東横イン問題における県への要望）<br><br>１．宮城県内のまちづくり条例適合施設の再点検を行い、その結果について公表すること。<br>２．１．において不正や偽装が発覚した場合、早急に改善するように指導すること。<br>３．まちづくり条例の遵守を徹底し、市民に対し一層の啓発啓蒙を図ること。 |
| 回答 | １．宮城県内のまちづくり条例適合施設の再点検を行い、その結果について公表すること。<br>２．１．において不正や偽装が発覚した場合、早急に改善するように指導すること。<br>（回答）<br>県では、不特定多数の方が利用する施設（公益的施設）のバリアフリー化を促進するため、平成８年７月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定いたしました。<br>その中では、施設の維持保全について、「公益的施設を所有し、管理し、又は占有する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない」と規定している（第１９条）ものの、本条例の施行後に新築や増築、改築、大規模な模様替えなどの届出を行うとともに当該工事を完了し、整備基準の適合状況などについて県等の検査を受けた施設については、その後の適合状況等について報告を求めたり、県等の職員による立入調査等ができる旨の規定は定めておりません。（第２７条）<br>したがって、現時点におきましては、今回御要望のありました「宮城県内のまちづくり条例適合施設の再点検を行い、その結果について公表すること」は非常に困難であると考えます。<br>県としては、条例適合施設において不正行為や偽装行為が発覚した場合には、当該施設の所有者等に対し施設設備の復元等により当該箇所を整備基準に適合させるよう求めるなど、適切な対応をしてまいります。<br><br>３．まちづくり条例の遵守を徹底し、市民に対し一層の啓発啓蒙を図ること。<br>（回答）<br>県では、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の主旨や同施行規則で定める整備基準を広く普及させるため、整備基準に加え、施設整備に当たっての配慮の例や図解なども含めた解説書（施設整備マニュアル）を作成し、地域福祉課のホームページで公表するとともに、県政情報センターにおいて希望者に頒布（有料）しているところです。<br>さらに、整備基準に関しては、新たに小さな子ども連れ親子やオストメイトへの対応を図るため、本年４月１日から整備基準を追加するとともに、施設のバリアフリー化が円滑に進められるよう、平成１８年度からの新規事業として、施設設置者等へのバリアフリーアドバイザー派遣事業を実施することとしております。また、住みよい福祉のまちづくりを実現していくためには、事業者や県民の理解と協力が必要であることから、普及啓発用のパンフレット等を作成し広く配布するとともに、これまで行ってきた福祉副読本の作成・配布に加え、積極的に福祉教育（平成１８年度～）に取り組むことにより、次代を担う児童生徒の福祉のこころの醸成を図ってまいります。<br>県としては、今後とも住みよい福祉のまちづくりを実現に向け努力してまいります。 |

健 健 社 第 458 号
平成 18 年 3 月 29 日

障害者差別をなくす条例を考えるみやぎ連絡協議会
代 表　　伊 藤 清 市　　様

仙台市長　梅 原 克 彦

東横イン問題における市への要望に対する回答について

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から市政運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、東横インの問題に関しましては、株式会社東横インへの申し入れをはじめ、関係団体への要望など精力的な活動をされ、バリアフリー対する意識の啓発等に取組まれておりますことに、深く敬意を表します。

さて、過日、本市に対して、ご要望賜りました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

今後とも、ご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1及び2について

「条例適合施設の再点検と結果の公表を」というご要望ですが、施設を条例で定める基準に適合させた事業者の方々は、バリアフリーについての深い理解のもと、自らの判断と財源で整備された、取り分け意識の高い方々であり、不正や偽装を発見する調査対象にはなじまないと認識しており、再点検を行うことは考えておりませんので、ご理解を願います。

3について

市民への啓発についてですが、内部障害の方や子ども連れの方など幅広い方々に対応できるよう整備基準の改正を行ったところであり、この機会に改めて、事業者等に対し、条例の趣旨や基準の内容をＰＲしていくとともに、ひとにやさしいまちづくり推進協議会と連携し、地下鉄広告やポスター、バリアフリーマップなどにより、引き続き市民への啓発に努めてまいりたいと存じます。

また、皆様方とともに、業界団体へ要望を行ったり、既存施設を点検するなど啓発の具体的方策についても検討してまいりたいと考えております。

担当　健康福祉局社会課
022－214－8158